

ショートステイしのめ
指定短期入所生活介護重要事項説明書
指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
(令和8年6月1日現在)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「介護予防」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | | |
|-----|-------|----------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 しらかみ長寿会 |
| (2) | 法人所在地 | 秋田県能代市青葉町5-16 |
| (3) | 電話番号 | 0185-88-8835 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 柏木 喜代子 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|------|----------|--|
| (1) | 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護（平成30年3月25日指定）
指定介護予防短期入所生活介護（平成30年3月25日指定） |
| (2) | 事業所番号 | 0570225763 |
| (3) | 事業所の目的 | 当施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (4) | 事業所の名称 | ショートステイしのめ |
| (5) | 事業所所在地 | 秋田県能代市向能代字上野越1-3 |
| (6) | 電話番号 | 0185-74-7721 |
| (7) | 管理者 | 施設長 白鳥晶子 |
| (8) | 設備 | 居室10室（1室13.4～13.68㎡）浴室（一般浴槽・特殊浴槽）
医務静養室1室（28.39㎡） 共同生活室1室（39.86㎡）
相談室1室 送迎車1台 |
| (9) | 営業日 | 年中無休 |
| (10) | サービス提供時間 | 24時間対応 |
| (11) | 利用定員 | 10名 |
| (12) | 事業の実施地域 | 能代市・山本郡・北秋田市（鷹巣、合川地域）・西津軽郡（岩崎、深浦地域） |

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホームと兼務）

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しております。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 管理者 | 1 名（常勤）
事業の管理者。職員及び業務の管理を行います。 |
| (2) 医師 | 1 名（非常勤専従）
ご利用者の健康状態を診断し、適切な治療又は助言を行います。 |
| (3) 介護支援専門員 | 1 名以上（常勤兼務） 資格：介護支援専門員
ご利用者のサービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保します。 |
| (4) 生活相談員 | 1 名以上（常勤兼務） 資格：社会福祉主事
ご利用に関すること日常生活上の相談を随時行います。 |
| (5) 介護職員 | 1 3 名以上（常勤専従、常勤兼務）
資格：介護福祉士・ヘルパー 2 級・初任者研修
ご利用者の日常生活上の介護及び養護を行います |
| (6) 看護職員 | 2 名以上（常勤兼務 2 名機能訓練指導員兼務） 資格：看護師・准看護師
ご利用者の健康管理や療養上の看護及び介護を行います。 |
| (7) 調理員 | 4 名以上（常勤専従）
ご利用者の食事調理を行います。 |
| (8) 事務員 | 1 名（常勤 1 名）
事務全般を行います。 |

4. サービス内容

- (1) 介護サービス計画の立案
 - … 介護関係職員が協議して計画を立て、利用者の方もしくはご家族の方に説明し同意を得ます。
- (2) 食 事 … 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 17：20
以上のほか、おやつ・湯茶等のサービスがあります。
原則、食堂においておとりいただきます。
- (3) 入 浴 … 必要に応じて入浴していただきますが、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。また、利用期間及び送迎の時間によっては入浴ができない場合もあります。
- (4) 介 護 … 利用者の状態に応じ、日常生活を送るうえで必要な下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の介助等
- (5) 機能訓練 … 必要に応じ、機能訓練を行います。
- (6) 生活相談 … 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- (7) 健康管理 … 必要に応じて、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
- (8) 特別食の提供…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。
- (9) 理美容サービス…当施設では理容サービスを実施しております。理容代は実費となります。
希望者は申し出てください。（時間、日程の調整が必要です。）
- (10) レクリエーション…日々の活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。詳しくはその都度ご説明のうえ承諾をいただきます。

5. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料金

1) 指定短期入所生活介護

1日当たりの利用料金 (ユニット型個室)		1日当たりの自己負担額 (ユニット型個室)		長期利用者減算適用後 (31日～60日)	長期利用者減算適用後 (61日目以降)
要介護1	7,040円	(1割負担)	704円	674円	670円
		(2割負担)	1,408円	1,348円	1,280円
		(3割負担)	2,112円	2,022円	1,941円
要介護2	7,720円	(1割負担)	772円	742円	740円
		(2割負担)	1,544円	1,484円	1,480円
		(3割負担)	2,316円	2,226円	2,220円
要介護3	8,470円	(1割負担)	847円	817円	815円
		(2割負担)	1,694円	1,634円	1,630円
		(3割負担)	2,541円	2,451円	2,445円
要介護4	9,180円	(1割負担)	918円	888円	886円
		(2割負担)	1,836円	1,776円	1,772円
		(3割負担)	2,754円	2,664円	2,658円
要介護5	9,870円	(1割負担)	987円	957円	955円
		(2割負担)	1,974円	1,914円	1,910円
		(3割負担)	2,961円	2,871円	2,865円

2) 指定介護予防短期入所生活介護

1日当たりの利用料金 (ユニット型個室)		1日当たりの自己負担額 (ユニット型個室)		長期利用者減算適用後 (31日以降)
要支援1	5,290円	(1割負担)	529円	503円
		(2割負担)	1,058円	1,006円
		(3割負担)	1,587円	1,509円
要支援2	6,560円	(1割負担)	656円	623円
		(2割負担)	1,312円	1,246円
		(3割負担)	1,968円	1,869円

(2) 個別加算（ご利用者様の状況に応じて加算する場合）

	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	184円	368円	552円
緊急短期入所受入加算 1日につき	90円	180円	270円
若年性認知症利用者受入加算 1日につき	120円	240円	360円

(3) 体制加算（当事業所の職員状況に応じて加算する場合）

	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算（Ⅰ）	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	8円	16円	24円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	12円	18円
生産性向上推進体制加算（Ⅳ）	10円	20円	30円

＊看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）：介護予防は除く

(4) 処遇改善加算

	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	注1	注2	注3

注1：所定単位数×17.2%

注2：「注1」で算出した2倍の額

注3：「注1」で算出した3倍の額

(5) 住居費、食事代、冷暖房費

- ・住居費 1日あたり 2,066円
- ・食事代 1日あたり 1,445円（朝食405円、昼食570円、夕食470円）
- ・冷暖房費 80円/日（7月～9月） 暖房費 100円/日（12月～3月）
- ・快適温度調整費 35円/日（4・5・6・10・11月）

＊利用者負担段階の負担限度額

	住居費（日額）	食 事（日額）
第一段階	880円	300円
第二段階	880円	600円
第三段階①	1,370円	1,000円
第三段階②		1,300円

(6) その他の料金

- ①送迎代 ・送迎地域：能代山本郡内及び北秋田市（鷹巣、合川地域）、西津軽郡（岩崎、深浦地域）。
能代山本郡及び北秋田市（鷹巣、合川地域）、西津軽郡（岩崎、深浦地域）以外の場合は介護保険の他に片道500円の料金がかかります。
- ②その他 ・行事参加費は別途料金がかかります。
・理美容サービスは実費となります。
・日常生活上の便宜に係る費用は実費となります。

6. キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡 いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡 がなかった場合	1日の利用料の30%

7. 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. 支払方法

1. 事業者は、原則として当月利用料金の合計額を請求明細書を付して翌月15日までに利用者又はその家族に送付します。

2. 利用者は、原則として当月利用料金の合計額を翌月末日までに現金支払、銀行振込で事業者に支払います。

＊銀行振込の場合 銀行名 秋田銀行 能代支店
 口座番号 普通預金 1283013
 口座名義 社会福祉法人しらかみ長寿会 理事長 広幡信悦

3. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、原則として利用者に対し領収証を発行します。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員にご相談ください。ご利用の予約は主に2ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ご利用様及びその家族代表者がサービス利用料金の支払いが合算して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、又はご利用様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。（ご利用様が現にサービスを利用している期間中は、2週間の予告期間をおきます。）なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

10. 当施設のサービスの特徴等

（1）理 念 介護の仕事で人々を幸福にする。

（2）基本方針

- ①利用者が普段通り安全に安心して幸福に暮せる環境をつくる。
- ②職員が自信と誇りを持って働き幸福に暮らせる環境をつくる。

（3）運営方針

- ①高齢化社会が進む中で、家族的な環境のもと地域に根差した施設運営を実施します。
- ②地域の方々と交流を深め、親しまれ、地域の中で健康で明るい暮らしが続けられるよう生活の場としての運営を実施します。
- ③利用者一人ひとりが自分らしく生きることを楽しめるよう生活の環境づくりを実施します。
- ④職員が目標を持って仕事をし、目標を持って自ら成長し、仕事に生きがい・自信・誇りを持てる職場の環境作りを実施します。

（4）サービスの利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実行	○	
各種マニュアルの作成の有無	○	
身体的拘束の有無	原則禁止	緊急やむを得ない場合の例外三原則「①切迫性、②非代替性、③一時性」の3要件を満たした場合、指針により判断
変更・追加の申込み方法	○	電話連絡
その他		

（5）施設利用にあたっての留意事項

面 会

面会時間に決まりはありませんが、次の時間帯はご遠慮願います。

11：30～13：00（利用者の食事準備摂取時間のため）

17：00～18：00（利用者の食事準備摂取時間のため）

*インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等感染症の感染予防対策として面会の制限を行う場合があります。

外 出

ご家族が一緒ならば随時可能ですが、食事を止めたり、薬の準備等がありますので早めにご連絡ください。また、ご利用者の体調等により中止をお願いすることもあります。

設備、器具の利用

ご利用者のための設備等のご自由にお使いください。

金銭貴重品の管理

ご利用者・家族代表者からの要望で管理をします。貴重品等は管理者の管理になります。

所持品の持ちこみ 施設内には、あまり所持品を管理する場所がありませんので、できる限りご家族代表者等で管理をお願いします。

宗教活動 施設内での活動はご遠慮願います。

ペット 禁止とします。

(6) ハラスメント対策

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応。事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合にはサービス提供方法の見直し、その他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

1 1. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の状態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族への連絡等必要な措置を講じます。当事業所では常勤の看護職員を配置しております。また、看護職員により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。

1 2. 非常災害対策

防災時の対応 防災計画による

防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・煙感知器・室内消火器他

防災訓練 年間2回以上（訓練内容は消防署へ提出）

防火管理者 小野 健也

1 3. サービス内容に関する相談・苦情

1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

管理者（施設長） 及び 生活相談員 電話番号 0185-74-7721

2) 行政機関その他の苦情受付機関

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

・能代市長寿いきがい課

所在地 能代市上町1-3 電話番号 0185-89-2157

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

・秋田県国民健康保険団体連合会

所在地 秋田市山王4-2-3 市町村会館4F 電話番号 018-883-1550

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

3) 第三者委員について

当施設の第三者委員は、次のとおりです。

菊地晴行氏、大高菊治氏

14. 協力病院

- | | | | |
|------|---------------|------|--------------|
| ・病院名 | 白坂内科胃腸科病院 | 医師名 | 院長 白坂 知之 |
| 所在地 | 能代市東町14-3 | 電話番号 | 0185-54-6624 |
| ・病院名 | みなみ歯科 | 医師名 | 院長 深川 聖彦 |
| 所在地 | 能代市河戸川大須賀52-3 | 電話番号 | 0185-52-8117 |

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人しらかみ長寿会
所在地	能代市向能代字上野越1-3
名 称	ショートステイしのめ（事業所番号 0570225763 ）
説明者	説明者氏名 印

私は、本書面により、サービス提供者から短期入所生活介護施設入所について重要事項の説明を受け、受理いたしました。

ご利用者

住 所
氏 名 印

ご家族代表者

住 所
氏 名 印 続柄（ ）